

# 資金繰り支援について

## 【秋田県】経営安定資金(危機関連枠、新型コロナウイルス感染症対策枠)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少に直面している中小企業の皆さんに資金繰りを支援します。

- **融資対象者** 次の要件を満たす中小企業者
  - ・直近の3か月間の受注高または売上高が、前年に比べて減少していること。
  - \* 認定基準の運用緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者も対象
- **貸付限度額** 5千万円
- **資金用途** 運転及び設備資金
- **貸付期間(措置期間)** 10年以内(2年以内)
- **申込み** 県内の取扱金融機関

セーフティネット4号、または危機関連枠の認定が必要となりますのでご利用する融資により申請書が異なりますので、取り扱い金融機関(秋田銀行、北都銀行、秋田県信用組合 各支店)に相談のうえ、申請してください。

## 小坂町新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金

秋田県経営安定資金の危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対応)または新型コロナウイルス感染症対策枠(セーフティネット4号の利用が必要)により融資を受けた場合、利子相当分(年1.15%)を3年間助成(限度額:1社あたり150万円)します。

- **お問い合わせ先** 観光産業課観光商工班(Tel29-3908)

その他の資金繰り支援の詳細については、小坂町ホームページに掲載しています。

【令和2年4月作成】 消費者庁

### 新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付け にご注意ください

注意! : 政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

#### 【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

(例) 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、**ひとまず落ち着きましょう。**

送り付けられる前に、事業者からの電話連絡はありましたか。

はい ↓ いいえ ↓

送付された商品の**売買契約の動話**はありましたか。

はい ↓ いいえ ↓

上記の**売買契約の締結**を申し込みましたか。

はい ↓ いいえ ↓

★商品が届いた場合でも、**契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ\***ができます。書面を受け取っていないればいつでも可能です。  
\*契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

★**売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。**

★**商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間\*を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。**その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。  
\*引取りを請求すれば、その請求の日から7日間に短縮できますが、事業者が電話番号等を知られてしまう可能性もあります。

**慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経過後から処分しましょう!**

おかしいと思ったら、**一人で悩まず、消費者ホットライン188(局番なし)の3桁番号)等の関係機関にご相談ください。**

※このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。  
(<https://www.caa.go.jp/>)

作成:消費者庁消費者政策課(電話:03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-7557)

# NO! 新型コロナウイルス ハラスメント



県内において感染した人やその家族、診療した医療機関や関係者に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込み等がSNS等で見られます。こうした行為は**人権侵害**です。

そうした差別や偏見等が拡がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなります。

誤った情報や不確かな情報に惑わされて**人権侵害**につながるようなことがないよう、国・地方公共団体や医師会が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をとっていただくようお願い致します。

秋田県医師会